

不法投棄防止のために!



マニフェスト*強化

排出事業者は、排出時から選別や焼却といった中間処理だけでなく、最終的に埋立てられるまでの廃棄物の一貫した流れの確認を義務付けられています。

廃棄物処理施設整備

産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うための処理施設の整備を周辺地域の公共施設の整備との連携に配慮しつつ促進しています。

罰則強化

マニフェスト制度や野外焼却の禁止等についての違反に対して新たに罰則を設けました。違法行為を行った場合、最大で「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金」が課されることになります。

警察との連携強化

栃木県では、派遣警察官を中心とする不法投棄対策班を組織し、監視・指導を行ったり、関係機関との定期的な情報交換を行うなど、警察との連携を強化しています。

排出事業者責任の強化

廃棄物の処理業者が不法投棄を行った場合、その業者に処理を委託した排出事業者が委託基準や管理票についての義務に違反していたり、適正な処理料金を負担していないときには、処理業者だけでなく、排出事業者が不法投棄物の撤去命令の対象となる場合があります。

監視体制強化

人工衛星により宇宙から不法投棄の現場を発見したり、廃棄物を運搬する車両の適正な運行を監視する技術の開発に取り組むなど、監視体制を強化しています。栃木県では、監視業務の委託や監視カメラの設置、ヘリコプターを使ったスカイパトロール、「不法投棄110番」の設置などにより現場の状況を把握しています。また不法投棄等監視連携システム*を用いて、情報の収集・整理・解析を行うことで、不法投棄の未然防止と早期発見につなげています。



*:キーワード事典参照

【キーワード事典】

マニフェスト制度

産業廃棄物の適正処理を、その排出から最終処分まで確実に把握するための積荷伝票(マニフェスト)制度です。産業廃棄物は、排出事業者が自ら処理することが原則ですが、その処理を廃棄物処理業者に委託する場合には、このマニフェストを交付しなければなりません。まず、排出事業者は、氏名、廃棄物の量、性状、運搬先等を管理票に記載します。その管理票に運搬業者及び処分業者のサインを受けます。そのうち、管理票の一部を処分業者から、排出者に返送することによって、排出者が廃棄物の処理の流れを管理する仕組みになっています。

不法投棄等の不適正処理の防止、産業廃棄物の処理過程における事故の防止を目的としています。

不法投棄等監視連携システム

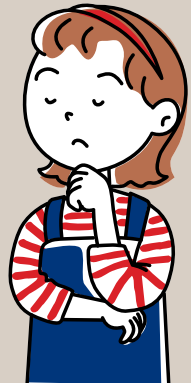
デジタルカメラ・位置情報検知・文字入力機能のついた携帯端末から、現場の状況や位置などの情報を送信すると、県のパソコンに自動的に入力され、地図上に整理される技術です。整理された情報は、必要に応じていつでも照会できます。栃木県は平成12年度にモデル県として指定され、試験的に運用し、その後追加・修正を加え、現在稼働しています。

グリーン・ライフ Green Life ぼとう vol.2

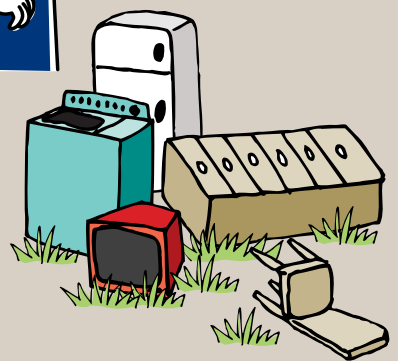
快適で安全な暮らしのために

今回のテーマ 循環型社会に向けた問題と不法投棄の現状





今は循環型社会と言えるの？



えっ！不法投棄って全国ではどうなっているの？

今は循環型社会の幕開けの大切な時期なんだ。まだまだうまく循環していない部分があるので、残念なことに資源の枯渇や不法投棄、環境汚染などの問題も起こっている。
特に不法投棄は全国でも深刻な問題になっているんだ。



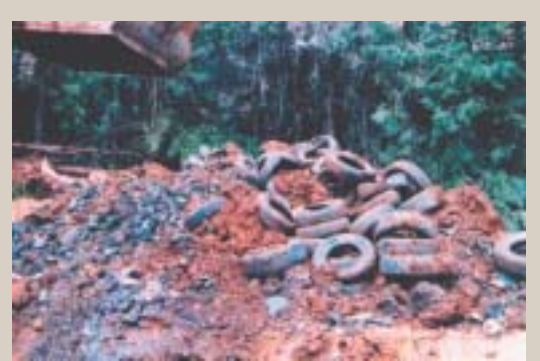
栃木県では、平成11年度の不法投棄の件数は前年の約半分、量は20分の1に減っているんだ。



■ 栃木県投棄量
■ 全国投棄量
■ 栃木県件数
■ 全国件数

不法投棄とは

家具類をはじめ電化製品、自転車、ふとん類といった粗大ゴミや、家屋解体や工事現場から出た木くず、コンクリート片やガラス片などの廃棄物を捨てることは、法律で禁止されています。

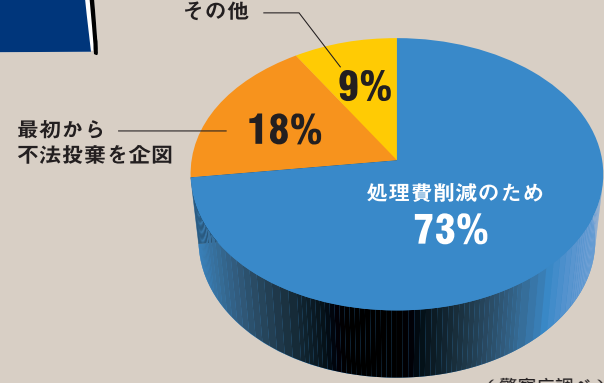


(平成13年度 循環型社会白書より)



どうして不法投棄なんてしてしまうのかしら！

不法投棄事犯の動機 (平成10年 産業廃棄物)



(警察庁調べ)

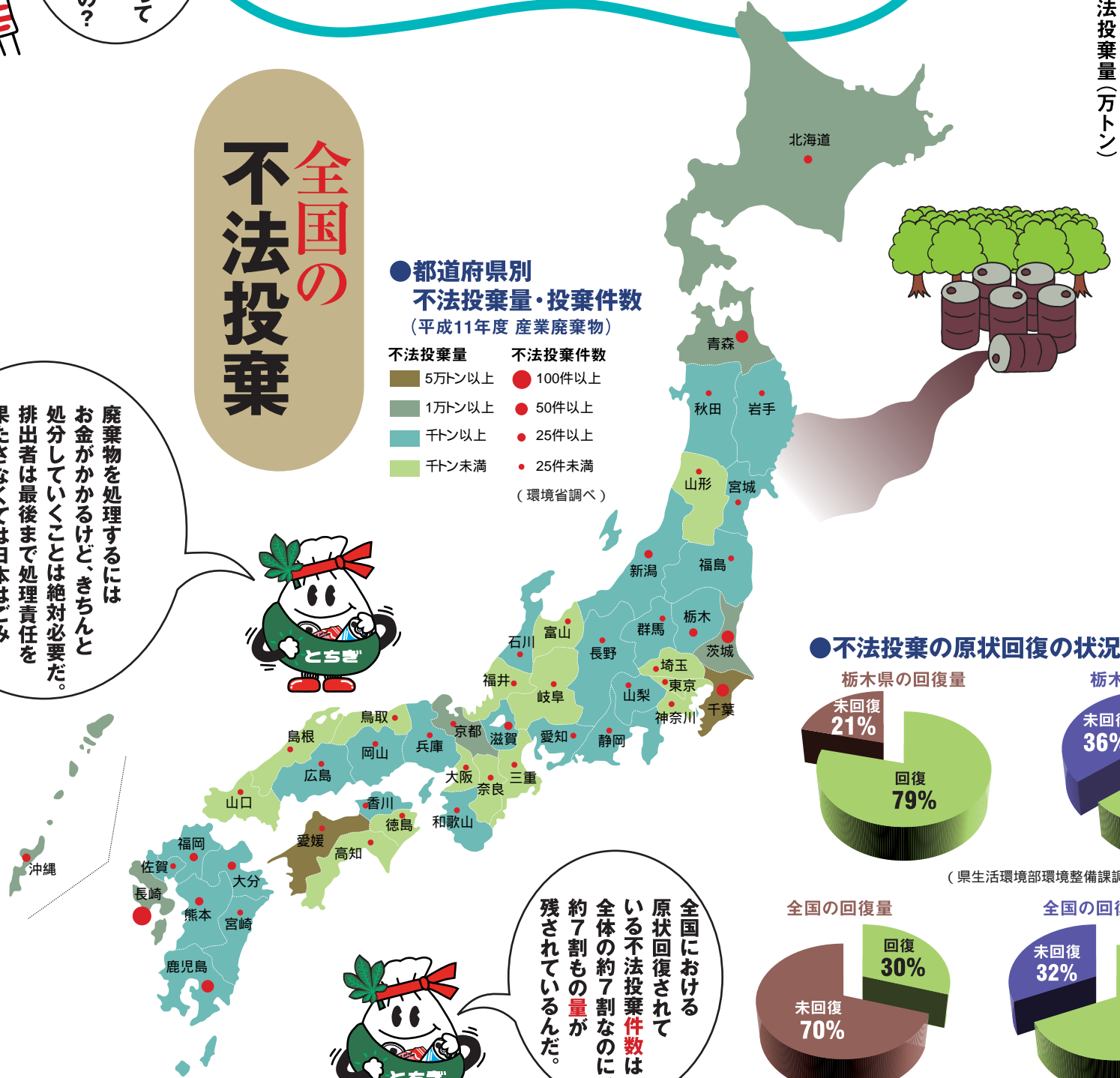
全国のお法投棄

都道府県別 不法投棄量・投棄件数 (平成11年度 産業廃棄物)

不法投棄量	不法投棄件数
5万トン以上	100件以上
1万トン以上	50件以上
千トン以上	25件以上
千トン未満	25件未満

(環境省調べ)

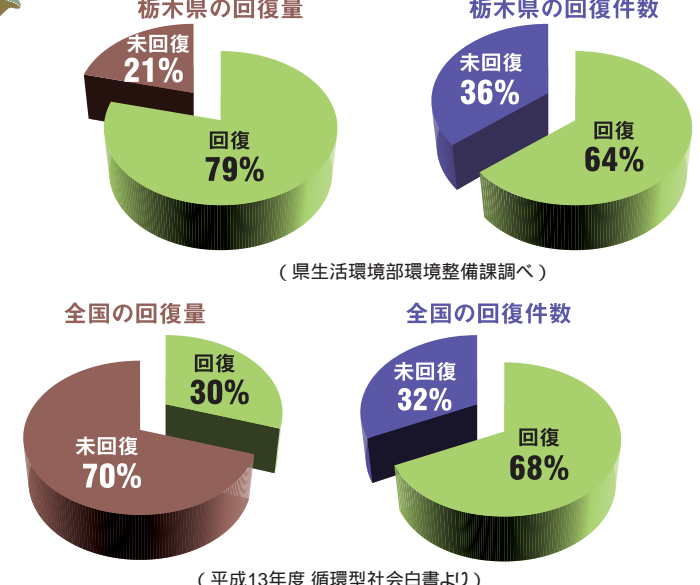
廃棄物を処理するにはお金がかかるけど、きちんと処分していくことは絶対必要だ。排出者は最後まで処理責任を果たさなくては日本はごみだらけになってしまうよ！



全国における原状回復されている不法投棄件数は全体の約7割なのに、残されている量が約7割もの量が残されているんだ。



不法投棄の原状回復の状況 (平成11年度)



(県生活環境部環境整備課調べ)

(平成13年度 循環型社会白書より)



栃木県では、平成11年度の不法投棄件数は約6割、その量は約8割が原状回復されているんだ。

こんなに全国各地で不法投棄が問題になっているの！それに規模の大きな不法投棄は解決するのも大変なのね。

